

港湾施設の毀損事故への対応について

平成26年度に発生した、船舶衝突による港湾施設の大規模な毀損事故2件にかかる対応状況について報告いたします。

記

1 太刀浦コンテナターミナル 7号クレーン毀損事故

(1) 事故の概要

① 発生日時、場所

平成26年10月2日(木) 10:15頃、太刀浦第1コンテナターミナル(門司区太刀浦)

② 原因者

「ワン・ハイ161」号 13,264GT、全長159.5m コンテナ船、台湾船籍
船主：ワン・ハイ・ラインズ・リミテッド(台湾)

③ 被害の状況

接岸時、操船ミスにより船舶の右舷先端部が停止中の7号クレーンと接触し、附属する電動式ケーブルリールを大破させ、同クレーンを使用不能にした。

(2) 復旧の状況

事故の影響を最小限に抑えるため、本市が復旧工事を行うこととし、平成26年10月27日に工事に着手、11月6日に完了させ11月7日に7号クレーンの稼動を再開した。

(3) 原因者との交渉状況

平成26年12月に海事専門の法律事務所に交渉事務を委任し、原因者に対し損害額(約5,000万円)を支払うよう交渉を行ってきた。

原因者は事故の賠償義務があることは認めているものの、本市が提示した損害額を不服とし、支払いを拒んでいる状態である。

(4) 今後の対応

損害額の回収を図るため、訴訟も含め法的措置をとるべく準備を進めていく。

なお、原因者の加入する保険会社からは判決で認定された賠償額は必ず支払うという旨を約定した書面「保証状」を取得しており訴訟の場合は認定された賠償額は確実に回収できる。



太刀浦第1コンテナターミナル



大破したケーブルリール

2 響灘南1号岸壁 毀損事故

(1) 事故の概要

① 発生日時、場所

平成26年11月11日(火)13:00頃、響灘南1号岸壁(若松区響町一丁目)

② 原因者

「ハホンダ」号 2,992GT、全長99.9m 一般貨物船、カンボジア船籍

船主：フェンヤン・ SHIPPING・カンパニーリミテッド(中国)

③ 被害の状況

接岸時、操船ミスにより船舶の船首が岸壁に衝突し、岸壁の上部コンクリートを破壊するとともに鋼矢板製の岸壁に亀裂を生じさせた。このため、亀裂から土砂が流出し、エプロンが陥没(直径約20m)した。

(2) 現在の状況

陥没箇所周辺をバリケードで囲い安全確保を図るとともに、岸壁の利用制限を最小限にとどめることで、利用者に大きな支障が出ないように対応してきたが、エプロンは陥没したままの状態が続いている。

(3) 原因者との交渉状況

平成26年12月に海事専門の法律事務所に交渉事務を委任し、原因者に対し復旧工事の実施を要請してきた。

平成27年11月までの交渉で、原因者が原状復旧することを承諾し、保険会社より支払われる保険金を原資として工事業者と復旧工事の契約準備を進めていた。

しかし、その後、中国の裁判所が、原因者の財産(保険金請求権を含む)に対し、差押命令を出した結果、保険会社から原因者に対し保険金を支払うことができなくなったため、原因者による原状復旧が見込めない事態となっている。

(4) 今後の対応

周辺企業や地元港運業界からの早期復旧の要望も高く、このままの状態を放置することはできないため、市による復旧工事の実施に向けて準備を進めることとしたい。

また、復旧工事等に要する費用については、原因者及び保険会社に請求することとし、訴訟を含めた法的措置をとる準備を進めていく。



響灘南1号岸壁



陥没したエプロン

前回報告資料

港湾施設の毀損事故について

平成26年度に発生した、船舶衝突による港湾施設の大規模な毀損事故2件について報告いたします。

記

1 太刀浦コンテナターミナル 7号クレーン毀損事故

(1) 発生日時、場所

平成26年10月2日(木) 10:15頃
太刀浦第1コンテナターミナル(門司区太刀浦海岸)

(2) 原因者

「WAN HAI (ワンハイ) 161」号 13,264GT、全長159.5m
コンテナ船、台湾船籍

(3) 事故の概要

接岸時、操船ミスにより船舶の右舷先端部が停止中の7号クレーンと接触し、附属する電動式ケーブルリールを大破させ、同クレーンを使用不能にした。

(4) 復旧の状況

事故の影響を最小限に抑えるため、本市が復旧工事を行うこととし、平成26年10月27日に工事に着手、11月6日に完了させ、11月7日に7号クレーンの稼動を再開した。

(5) 損害額と原因者との交渉状況

損害額としては、復旧工事費や事故対応経費として、約5千万円を見込んでいる。
平成26年12月19日に海事専門の法律事務所と委任契約を締結し、現在、弁護士による損害賠償の交渉を行っている。



太刀浦第1コンテナターミナル



大破したケーブルリール

2 響灘南1号岸壁 毀損事故

(1) 発生日時、場所

平成26年11月11日(火) 13:00頃

響灘南1号岸壁(若松区響町一丁目)

(2) 原因者

「HE HONG DA (ヘホンダ)」号 2,992GT、全長99.9m

一般貨物船、カンボジア船籍

(3) 事故の概要

接岸時、操船ミスにより船舶の船首が岸壁に衝突し、岸壁の上部コンクリートを破壊するとともに鋼矢板製の岸壁に亀裂を生じさせた。また、亀裂から土砂が流出し、エプロンが陥没(直径約20m)、同岸壁が使用不能となった。

(4) 復旧等の状況

事故後、陥没箇所周辺をバリケードで囲い、安全確保を図るとともに、原因者に復旧を命じている。

また、その後、エプロンの陥没箇所の拡大が見られないため、1月末、施設利用者への影響を最小限とすべく、利用制限範囲を岸壁全体(延長185m)から陥没箇所の周辺部分(延長約76m)に変更した。

(5) 原因者との交渉状況

平成26年12月19日に海事専門の法律事務所と委任契約を締結し、弁護士による交渉を開始し、現在、原因者が加入する保険会社と復旧へ向けた交渉を行っている。



響灘南1号岸壁



陥没したエプロン